

平成18年2月14日

中央環境審議会水環境部会
第4回水生生物保全排水規制等専門委員会

我が国の鉍害防止施策について

経済産業省
原子力安全・保安院鉍山保安課

目次

1. 我が国の鉱山の現状
2. 鉱害防止対策の概要
3. 金属鉱業等鉱害対策特別措置法
4. 休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金
5. 改正鉱山保安法の概要

1. 我が国の鉱山の現状

奈良の大仏

建設：752年

高さ：15m、幅：12m

銅：499 ton

錫：8.5 ton

水銀：2.5 ton

金：440 kg

自由の女神

高さ46m、重さ：225ton



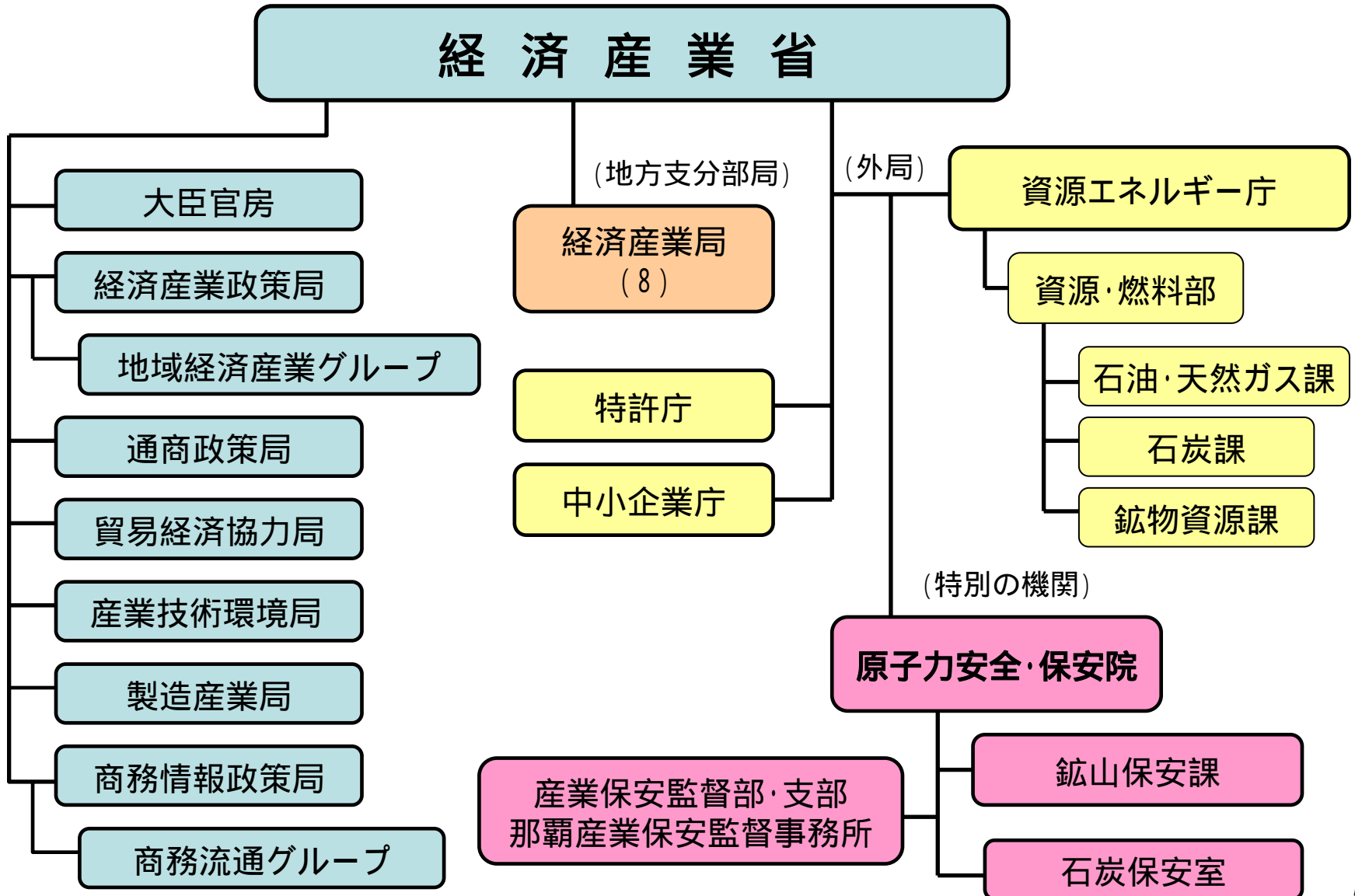
(1) 鉱種別鉱山数、鉱山労働者数

平成16年12月末現在

鉱種	稼行鉱山数	鉱山労働者数	休廃止鉱山数
金属	68	2,124	322
非金属	188	1,850	148
石灰石	292	7,483	55
石油・天然ガス	71	1,557	49
石炭・亜炭	16	902	51
合計	635	14,242	625

- (注) 1. 稼行鉱山数及び鉱山労働者数の数値は、鉱山保安統計年報(平成16年1月～12月)による。
2. 休廃止鉱山数は、休廃止鉱山のうち産業保安監督部が監督する必要があると認めた鉱山等の数値

(2) 経済産業省の組織図



2. 鉱害防止対策の概要

発生源対策

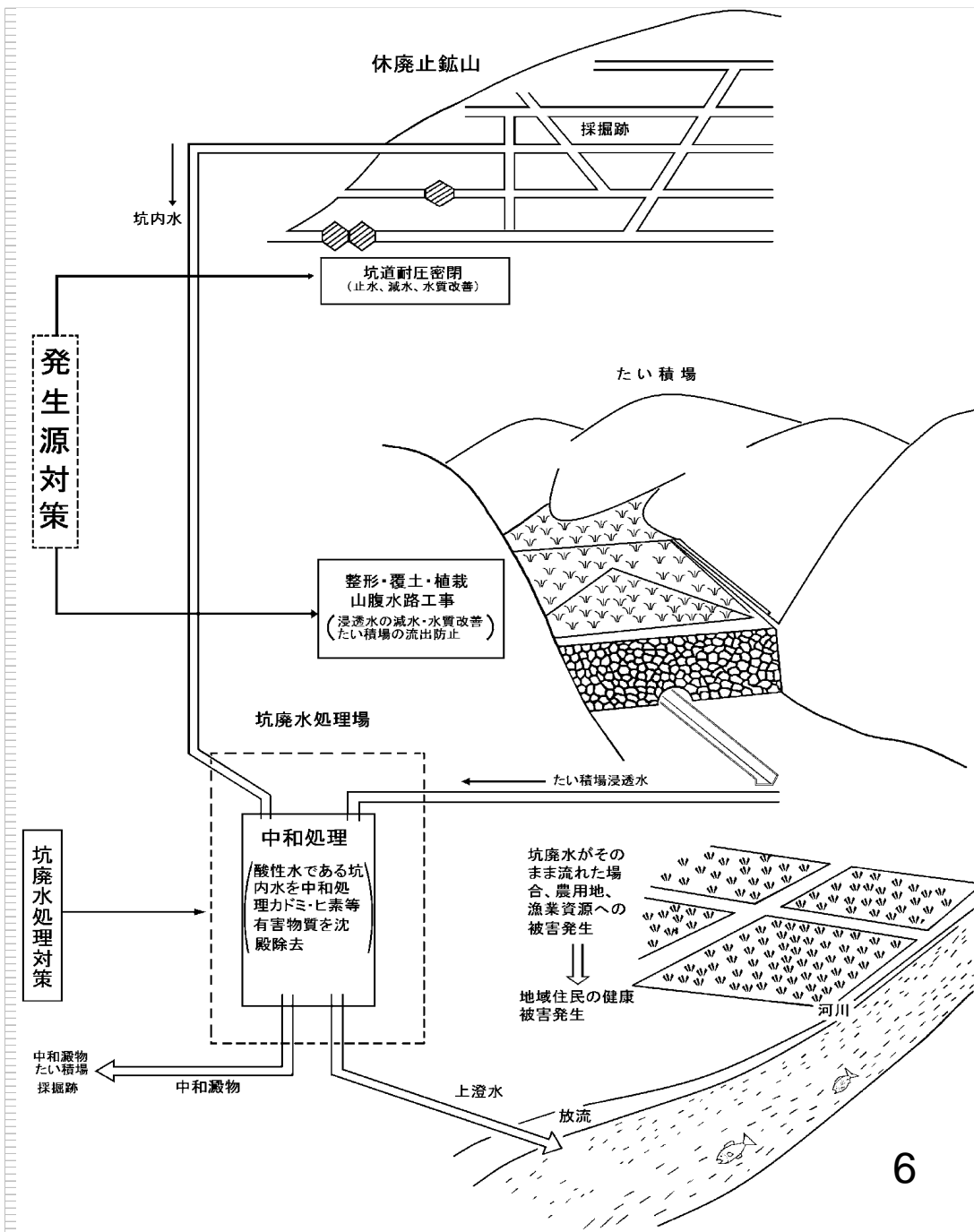
- ・坑廃水の流出を削減するための工事
(坑口閉そく、山腹水路、覆土植栽等)
- ・たい積物の流出防止工事
(かん止堤、擁壁の築造 等)

坑廃水処理事業

- ・坑廃水処理施設の設置
- ・坑廃水の中和処理

農用地土壌汚染対策

- ・たい積物及び坑廃水の流出に伴う汚染
農用地の復元
(上乗客土、排土客土、反転 等)
- ・地目変換(宅地、工場等に転換)



3. 金属鉱業等鉱害対策特別措置法

昭和48年(1973年)に制定

目的: 金属鉱業等の閉山後の鉱害防止の措置を計画的、かつ、確実な(永続的な)実施を図ること

内容

鉱害防止事業の実施に関する基本方針

鉱害防止積立金制度

鉱害防止事業基金制度

指定鉱害防止事業機関

鉱害防止事業の実施に関する基本方針

経済産業大臣の制定・公表

- 環境大臣への協議
- 中央鉱山保安協議会の意見聴取

基本方針で定める内容

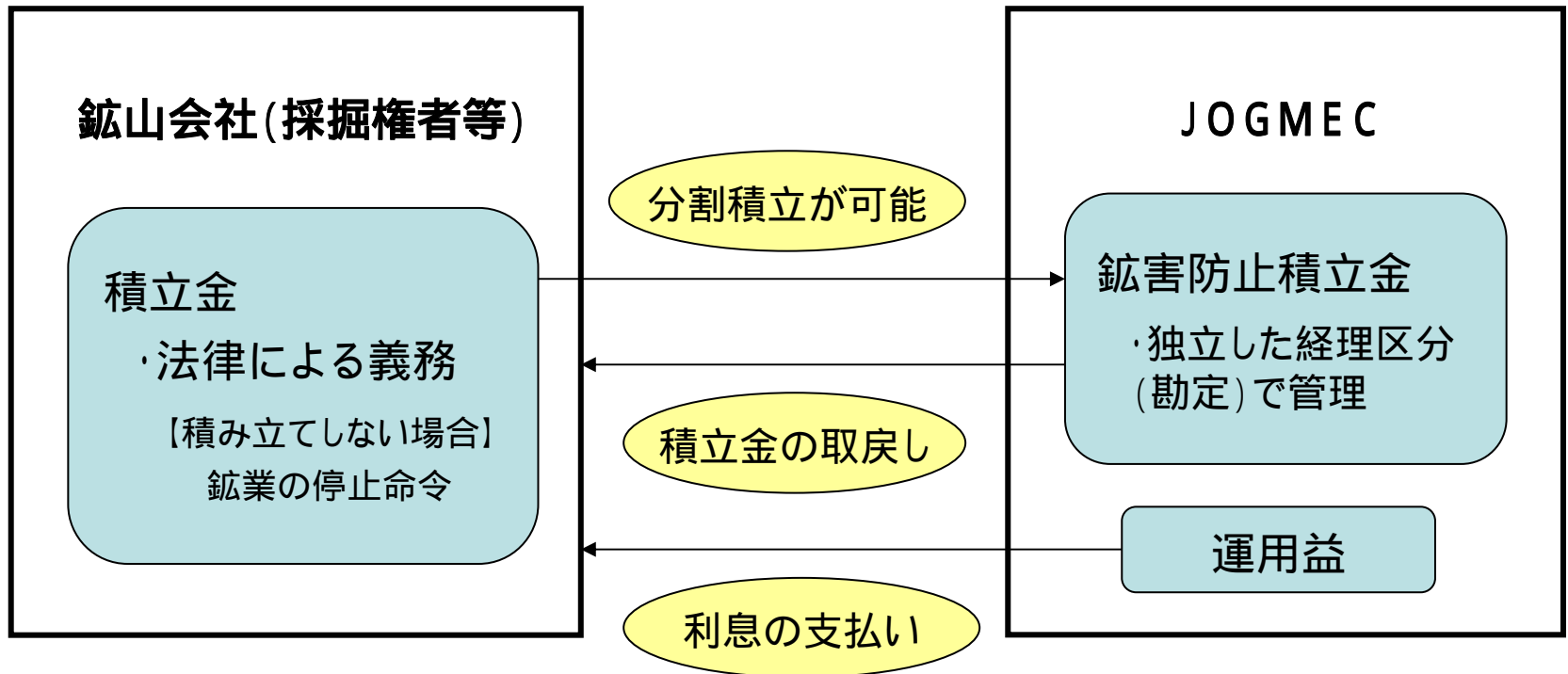
- 鉱害防止事業の実施の時期と事業量、鉱害防止事業の計画的な実施を図るため必要な事項

現行の基本方針

- 実施期間：平成15年度～平成24年度

鉱害防止積立金制度

金属鉱山等の採掘権者等は、施設(坑道及び集積場)の使用終了後に実施する鉱害防止事業に必要な費用を、あらかじめ(鉱山の操業中に)鉱害防止積立金として、積み立てることが義務づけられている。

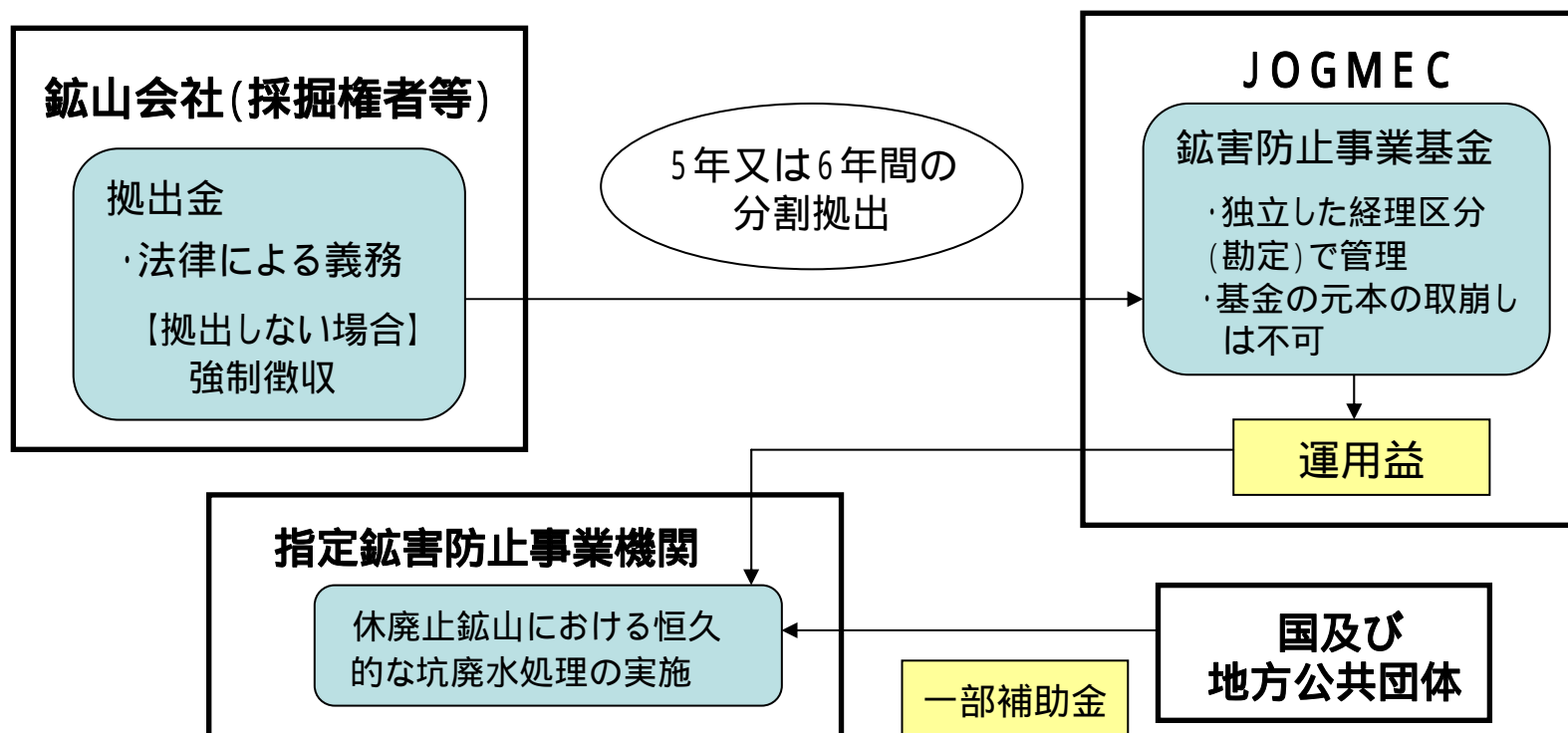


鉱害防止積立金の積立状況(平成17年3月末現在)

積立金累計額: 50億円、取戻累計額: 26億円、積立金管理額: 24億円

鉱害防止事業基金制度

金属鉱山等の採掘権者等は、鉱害防止事業を実施した後においても、坑廃水処理を実施しなければならない特定施設ごとに、当該鉱害防止業務を永続的に実施するために必要な費用の拠出が義務づけられている。



鉱害防止事業基金に拠出した又は拠出中の鉱山数: 22鉱山

鉱害防止事業基金管理額: 47億円(平成17年3月末現在)

指定鉱害防止事業機関

指定機関は、鉱害防止事業基金の運用収入により採掘権者等に代わり、坑廃水処理事業を実施する

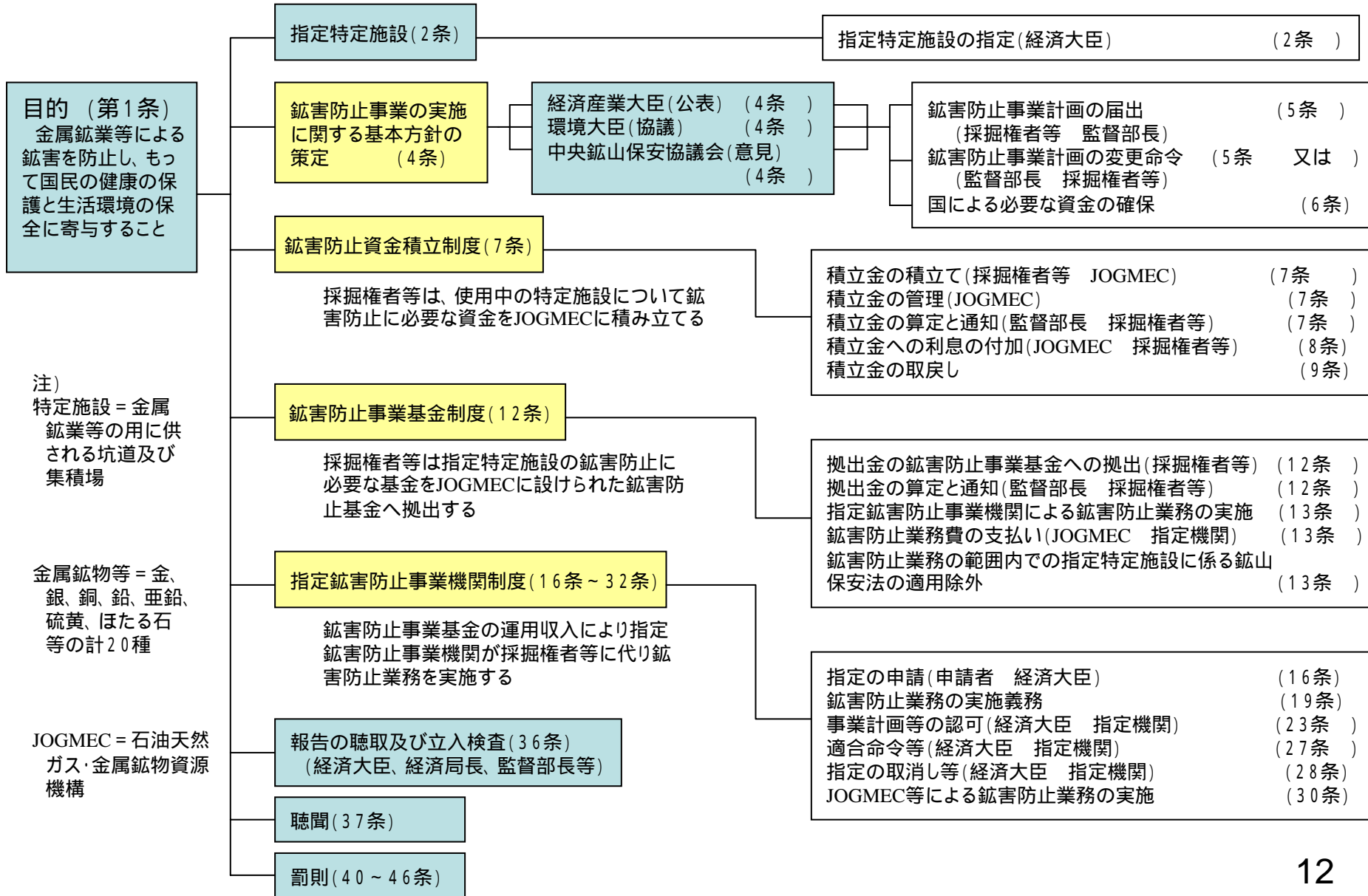
指定機関は、業務規程（経済大臣の認可事項）により鉱害防止業務を実施する

指定機関が鉱害防止業務を実施している範囲内において、採掘権者等には鉱山保安法の規定は適用しない

指定機関：財団法人資源環境センター

- 平成4年12月に設立
- 現在、21鉱山で坑廃水処理事業を実施中

金属鉱業等鉱害対策特別措置法の概要



4 . 休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金制度

地方公共団体及び鉱害防止義務者(鉱業権者等)
が行う鉱害防止事業に対して補助金の交付を実施

昭和46年度に創設

補助対象工事

義務者不存在分

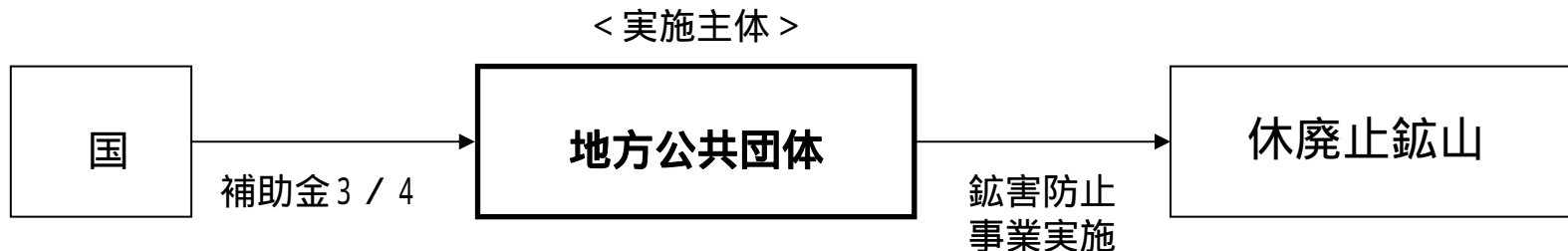
鉱害防止義務者が不存在又は無資力の休廃止鉱山について、地方公共団体が実施するたい積場の覆土・植栽、坑口の閉そく、坑廃水処理等の事業に対して補助金を交付

義務者存在分

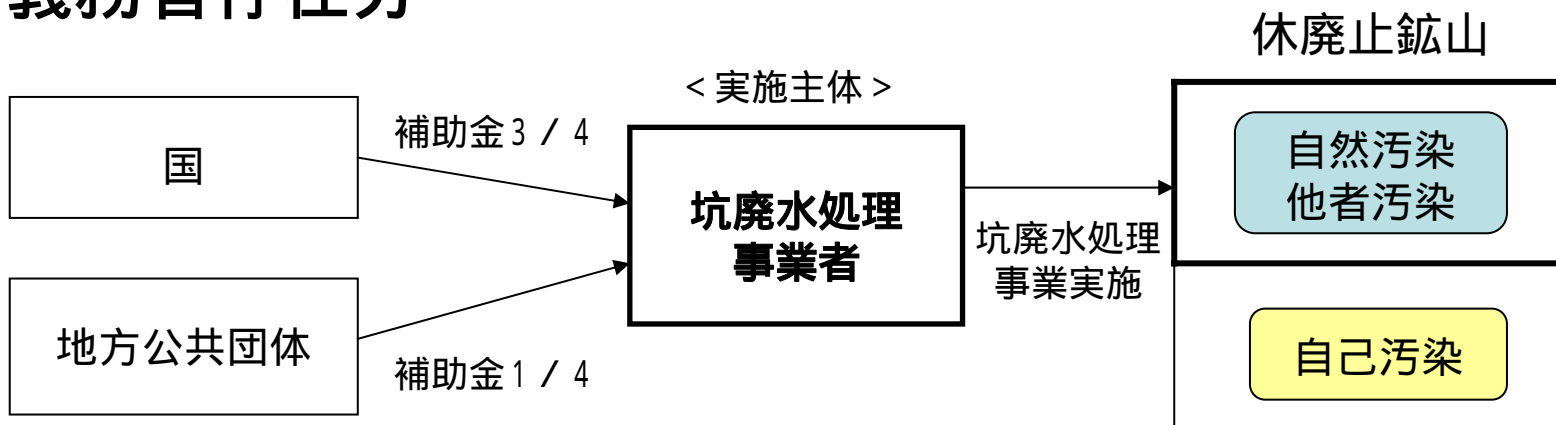
鉱害防止義務者が存在する休廃止鉱山について、鉱害防止義務者が実施する坑廃水処理事業のうち、原因行為のない汚染分(自然汚染、他者汚染)の処理費用に対して補助金を交付

休廃止鉱山鉱害防止工事費補助金のスキーム

義務者不存在分



義務者存在分



平成17年度予算額: 2,220 百万円

義務者不存在分 1,577 百万円

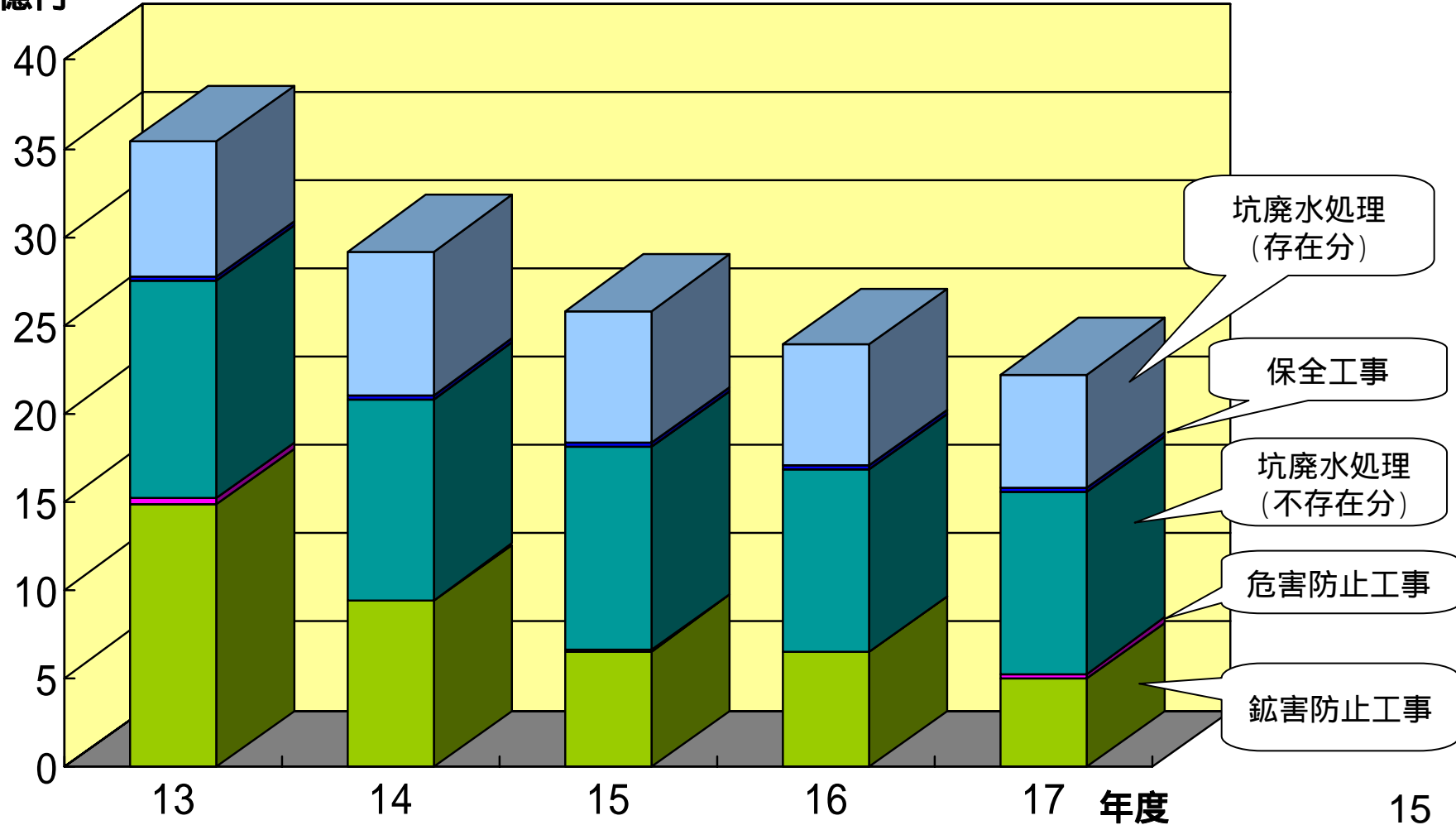
義務者存在分 643 百万円

 : 補助対象

最近の予算額の推移

亜炭鉱放置鉱口閉そく工事費を除く

億円



5. 改正鉱山保安法の概要

(1) 鉱山保安を巡る状況の変化

	1964年	2004年
鉱山数	1 / 4 (2,451)	635)
うち石炭鉱山	1 / 20 (295)	14)
鉱山労働者数	1 / 20 (283,959)	14,242)
災害発生件数	1 / 940 (49,628)	53)
り災者数	1 / 1,320 (49,990)	38)

災害事由として、落盤など鉱山特有なものも残っているが、多くは鉱山労働者の不注意による墜落、転倒、機器の取扱中の事故であり、他産業でも見られるもの

直近5年間の災害の発生状況を見ると、鉱山の8割が無災害

災害率の改善状況は、昭和50年代に入り鈍化し、昭和60年代以降現在まで、ほぼ横ばいが続いており、更に保安を向上させるためには新たな手法が必要

(2) 法律改正のポイント

坑内掘り石炭鉱山の大幅な減少や保安水準の向上など
鉱山保安を巡る状況変化を踏まえ、

リスク・マネジメント手法の導入

- 鉱業権者が行う保安上の危険の把握とこれに対する対策の実施・見直し（リスク・マネジメント）を促し、鉱山に応じた適切かつ確実に保安を確保させるための制度を新たに導入

一律・事前の規制の大幅な整理・合理化

- 事前規制から事後規制へ
鉱山坑内用品検定制度、保安技術職員国家試験制度の廃止

規制の大括り化、性能規定化

- 災害の発生防止の観点から、詳細に規制を追加してきた鉱山保安規則（省令）を、実態に即して大括り化し規制の実効性を高める

(3) 改正鉱山保安法の規制体系

